

北海道の森づくり基金（2024年）募集要項

2024年3月吉日

公益社団法人公益推進協会

1. 目的

北海道の道央エリア*内の森林において、森林再生・生態系の再生を目的とした森林管理をおこなう非営利団体に対して、その活動を側面から支援することで、森を守ることを前提とした自然の都合に合わせた森づくり、およびその仕組づくりや人材育成をおこない、この取組の理解と普及を進めることを目的とします。

*本要項における道央エリアは北海道の上川・空知・石狩・後志・胆振・日高地方とします。

2. 助成総額

総額 9 千 6 百万円（3 年間）

3. 1 事業当たりの助成額及び助成団体数

以下 2 つの助成枠とします。

① 立上支援枠（1 団体）

今後積極的に北海道の道央エリアにおける森づくりのリーダーになろうとする団体を対象とし、助成額は活動内容に応じて年間最大 3 千万円、3 年間の総額最大 9 千万円までとします。

② 一般枠（2 団体）

助成額は活動内容に応じて 1 団体あたり年間最大百万円、3 年間の総額最大 3 百万円（2 団体で 6 百万円）までとします。

※1 団体の応募は 1 件までとし、どちらかの枠で応募してください。

4. 募集期間

2024 年 3 月 18 日～2024 年 4 月 11 日 17 時（Google フォーム）

5. 助成対象事業

北海道の道央エリア*内において実施される事業または活動で、以下の要件のうち、

① 立上支援枠についてはすべてを、② 一般枠については（1）の⑦を除くすべてを満たしたものの自然の都合に合わせた（環境に配慮した）森づくりのため①から⑧の全てに関わる活動であること

① 地域の林業家や国・地方公共団体および民間企業等との連携による 20ha 以上の環境保全型の森林管理の実施（皆伐はせず、林分施業法、将来木施業による間伐とし、小型機械や幅 2.5m

程度の森林作業路網による施業。地域の特性に応じた目標林形の設定と施業ロードマップ作成、事業期間3年間の短期計画作成、表土保全を担保する路網設計・測量・開設、路網開設後の崩壊モニタリングと改善策、全ての水系の横断ポイントによる環境影響評価をおこなう) およびその支援

- ② 間伐材や枝葉等の利活用および活用促進の支援
 - ③ 前号に掲げる利活用における余剰物の活用による廃棄物削減
 - ④ 間伐材や枝葉等を活用した素材や製品および食の開発と販売（北海道内での製造を条件とする）
 - ⑤ 森を体験し、森や森の産物に関する知識を深めるためのイベントの企画実施
 - ⑥ 森林に関する雇用機会や関係人口の創出
 - ⑦ 間伐材や地域産材の利用を目指す製品や建築に対するコンサルティングやコーディネート(間伐作業から建設や製造に至るまでのサプライチェーンの構築、必要原木量の算出や使用箇所の調整、林業者や製材所、施工者・製造者との役割分担や契約の調整、スケジュール調整、金額調整及び木材の調達ルートや使用量といったデータ公表を必須とする)
 - ⑧ 前各号に掲げる事業の発信や情報提供
- (1) 応募団体が自ら企画・主催するもの
 - (2) 継続性かつ発展性がある事業であること
 - (3) 営利を目的としない事業であること

6. 助成対象団体

以下の要件をすべて満たしたもの

- (1) 日本国内に活動拠点を有する NPO 法人、社団法人、財団法人、学校法人等の非営利法人であること
- (2) 具体的な事業計画があるが、その資金が足りないと思われる団体であること
- (3) ①立上支援枠については応募時点で法人設立から1年以内の非営利法人で、助成期間中は公益財団法人公益推進協会が指名する者を監事又は会計監査人として1名就任させ、業務監査及び会計監査を継続的に受け入れること（報酬は不要です）
- ②一般枠については森づくり等の活動実績が1年以上である非営利法人であること

※国、地方自治体、宗教法人、個人、任意団体、営利を目的とした株式会社・有限会社を除き、反社会的勢力とは一切関わっていないこと、活動内容が政治、宗教、思想に偏っていないこと

7. 助成対象経費

助成対象事業に必要なものに限ります。以下の経費は助成対象外です。

- (1) 活動に直接関連しない経費
- (2) PC等の汎用品の購入費

- (3) 団体の役員報酬
- (4) 土地・建物の購入費
- (5) 当財団の選考委員会により事業実施上妥当でないと判断された経費

8. 助成対象期間

2024年6月1日から2027年5月31日

ただし、1年ごとに活動内容及び収支について審査を行います。

9. 応募方法

応募フォームに下記書類を添付し、応募してください。

Google フォーム <https://forms.gle/PqzFfk4xyDvGCBBk9>

※応募には Google アカウントが必要となりますので、事前に用意してください。

応募書類に不備不足がある場合には選考の対象となりませんので注意してください。

申請後の差し替え・修正等には原則応じられません。ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。余裕をもって手続きをお願いします。

10. 提出書類

- (1) 助成事業の収支概要（3年分）
- (2) 助成事業のスケジュール詳細（3年分）
- (3) 定款または法人の規約
- (4) 今年度（2024年）の活動計画書及び資金計画書
- (5) 前年度（2023年）の活動報告書及び決算書
- (6) 企画書（必要に応じて、A4・2枚まで任意資料の提出可能）

※（1）（2）は当財団ホームページ <https://kosuikyo.com/> よりダウンロードしてください。

（5）は一般枠の応募団体のみ提出してください。

11. 選考方法及び通知

当財団の選考委員会において選考し、常任理事会で決定します。5月下旬に申請者に対し、採否を书面またはメールで通知します。

なお、不採択理由は開示しませんので、あらかじめご承知ください。

12. 助成金の交付

助成決定を受けた団体には決定通知時に振込口座届を送りますので、当財団に返送してください。振込口座届到着後1ヶ月以内に指定の口座に1年目の助成決定額を一括で振り込みます。

2年目以降の助成金は13.（3）の中間報告の提出後1か月以内に振り込みます。

13. 交付決定後の手続き及び助成対象者の義務

助成決定を受けた場合は、申請の通り、速やかに事業を遂行してください。

- (1) 助成金は善良なる管理者の注意をもって管理し、対象事業以外には使用しないでください。
- (2) 実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・ホームページ等）には、
「公益財団法人 公益推進協会 北海道の森づくり基金による助成事業」であることを必ず明記してください。公表のない場合は返還を求めることもあります。
- (3) 助成期間開始から1年及び2年経過時に助成事業中間報告書を提出してください。
- (4) 助成対象事業完了後、1ヶ月以内に次の書式を提出し、事業報告を行ってください。
 - ① 助成事業実績報告書
 - ② 助成事業収支報告書（領収証やレシートの写しを添付）
- (5) 事業期間中及び助成対象事業完了後に事業報告会（2～3回を予定）を開催します。助成決定者は事業報告会に出席し、報告を行ってください。詳細は後日お知らせします。
- (6) 適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

14. 助成金交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部を返還していただきます。

- (1) 応募事業について他の助成金を受給したことが判明したとき
- (2) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (3) 助成金を他の用途に利用したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (5) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠ったその事実が判明したとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に従わなかったとき

助成に対する問い合わせ

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階

公益財団法人公益推進協会 北海道の森づくり基金担当

TEL 03-5425-4201 メール info@kosuikyo.com HP <https://kosuikyo.com/>

（問い合わせ対応時間：平日 10:00～17:00）